

議案参考資料

[令和2年第1回臨時会(5月)]

[担当課(室)係]

税務課 家屋担当
商工振興課 産業立地戦略担当

議案名

報告第3号 専決処分(桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正)の承認を求めるについて

趣旨・目的

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和2年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

概要

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことにより、固定資産税の課税の特例(※)の適用期間を2年間延長するものです。

※ 本条例において、固定資産税の不均一課税を実施しています。

※ 事業者が本特例措置を受けるためには県知事から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けることが必要ですが、当該認定期間が2年間(令和4年3月31日まで)延長されたため、特例措置の適用期間の延長を行います。

本改正による固定資産税の課税の特例の内容に変更はありません。

(施行期日：令和2年4月1日)

背景・経過

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。